



第2章 基本構想



1

町の将来像

第4次総合振興計画の将来像は、「笑顔と夢が花咲く、緑あふれるみんなのまち！」と決めました。

第5次総合振興計画においては、第4次総合振興計画の大枠を引き継ぐと同時に、誇りの持てる松伏を発信し続けることにより、次の世代へつなぐことができるよう、「笑顔が未来に広がる」としました。

笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！

「笑顔」には、やさしさあふれる人づくりの意味が込められています。

「未来に広がる」は、誇りの持てる松伏を発信し続け、未来に広く目を向け、何事にも積極的に挑戦し、交流が広がっていく意味が込められています。

「緑あふれる」は、松伏町に住む実感としての豊かさの意味が込められています。

2

まちづくりの視点

誰もが健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくる

子どもから高齢者まで、町民誰もが健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

- 生涯にわたり健康で幸せに暮らせるまちづくり
- 地域で安心して暮らせるまちづくり
- 子どもが輝き、人を育てる心豊かなまちづくり

町民が主体となったにぎわいのまちをつくる

地域コミュニティによる新たな交流や、多様な人材を活かした雇用を図り、活気とにぎわいにあふれたまちづくりを進めます。

- 地域の活性化をめざすまちづくり
- 新たな交流ができるまちづくり
- 高齢者や女性など多様な人材を活かしたまちづくり
- 多様な主体と行政が役割分担した、協働のまちづくり

安全・安心で快適な生活環境のまちをつくる

水と緑にあふれた自然環境のなかで、日常生活から災害時まで、誰もが安全で安心して快適な暮らしのできるまちづくりを進めます。

- 災害に強く、安心して暮らせるまちづくり
- 犯罪や事故の少ない安全なまちづくり
- 環境と共生する快適な居住空間のまちづくり

まちづくりのイメージ

誰もが健康で生きがいをもって
暮らせるまちをつくる

笑顔が未来に
広がる
緑あふれる
みんなのまち！

誰もが、安全・安心で快適な暮らしを
実感できるまちづくり

町民が主体となった
にぎわいのまちをつくる

安全・安心で快適な
生活環境のまちをつくる

3

将来人口

基本構想目標年度に当たる2023年度の将来目標人口を第5次総合振興計画策定時から引き続き **31,000** 人と設定します。

コーホート要因法による推計をした結果、本計画の目標年度である2023年度には、28,000人程度になることが予想されますが、地元での雇用機会の促進や住みやすい環境の整備などにより、地域の定着が図れるよう各施策を推進し、目標人口の達成をめざします。

推 計 人 口

単位:人

年齢階級	実 績						推 計		
	2011年 (平成23年)			2016年 (平成28年)			2023年		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
0~4歳	1,233	659	574	980	502	478	858	466	392
5~9	1,557	791	766	1,285	685	600	900	469	431
10~14	1,698	909	789	1,572	800	772	1,161	611	549
15~19	1,735	890	845	1,747	888	859	1,509	781	728
20~24	1,627	852	775	1,567	804	763	1,717	847	871
25~29	1,644	850	794	1,307	681	626	1,581	773	808
30~34	1,843	973	870	1,450	768	682	1,114	588	526
35~39	2,621	1,365	1,256	1,780	940	840	1,063	590	473
40~44	2,618	1,405	1,213	2,577	1,373	1,204	1,463	794	668
45~49	1,891	1,006	885	2,590	1,378	1,212	2,176	1,175	1,001
50~54	1,810	881	929	1,854	985	869	2,520	1,358	1,162
55~59	2,133	1,087	1,046	1,725	824	901	2,087	1,097	990
60~64	2,849	1,420	1,429	2,062	1,044	1,018	1,678	825	853
65~69	2,109	1,071	1,038	2,720	1,333	1,387	1,787	864	923
70~74	1,693	852	841	1,967	967	1,000	2,257	1,086	1,171
75~79	1,049	476	573	1,500	723	777	1,970	913	1,058
80~84	604	239	365	866	372	494	1,326	585	742
85~89	347	105	242	396	132	264	728	288	439
90~94	177	30	147	241	50	191	202	66	136
合計	31,238	15,861	15,377	30,186	15,249	14,937	28,097	14,176	13,920

資料 住民基本台帳 (外国人を含む) (各年4月1日現在)

年齢3区分別人口及び構成比

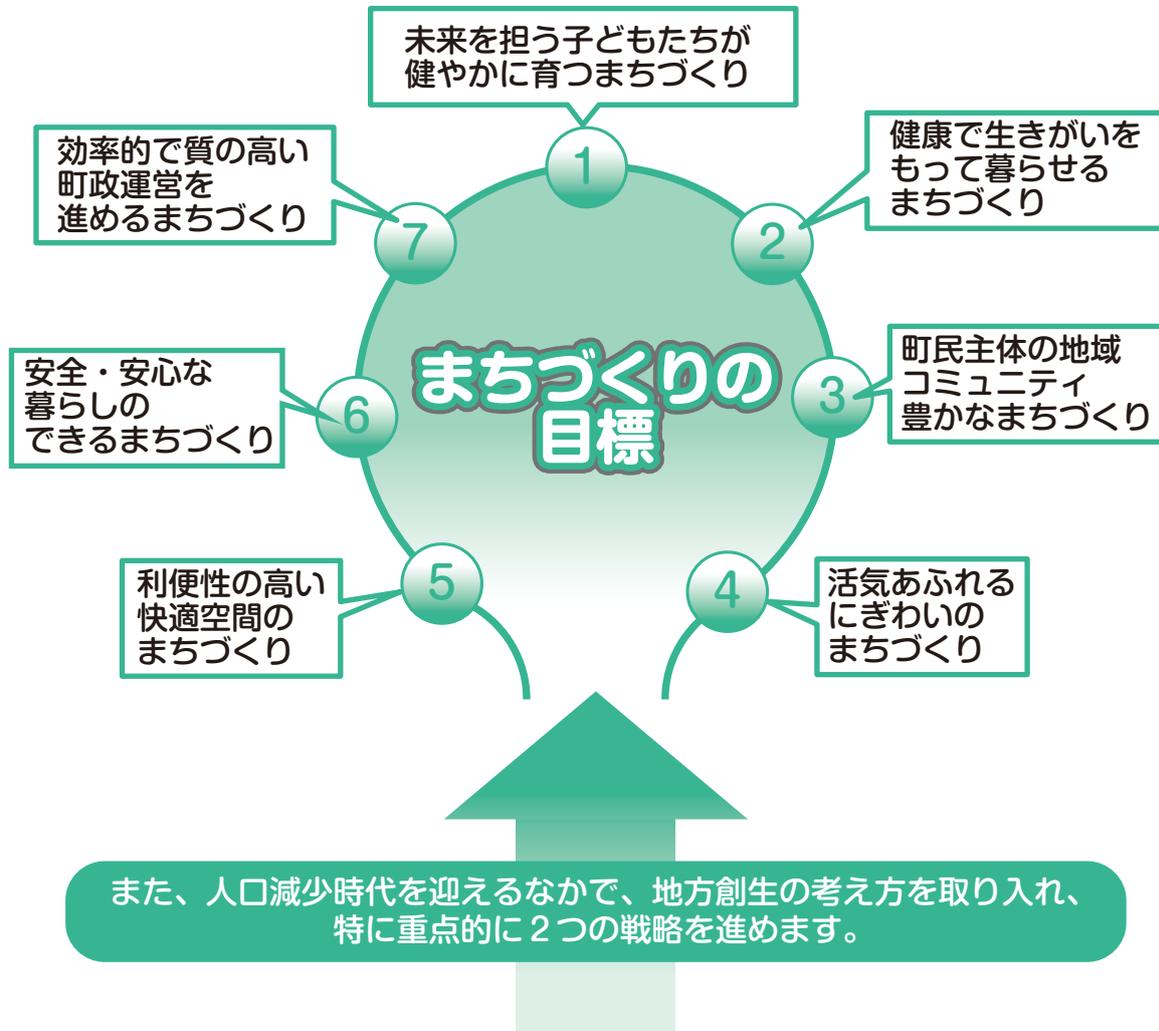
単位:人

年齢階級	実 績						推 計		
	2011年 (平成23年)			2016年 (平成28年)			2023年		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
0~14歳	4,488	2,359	2,129	3,837	1,987	1,850	2,919	1,546	1,372
15~64歳	20,771	10,729	10,042	18,659	9,685	8,974	16,908	8,828	8,080
65歳~	5,979	2,773	3,206	7,690	3,577	4,113	8,270	3,802	4,468
合計	31,238	15,861	15,377	30,186	15,249	14,937	28,097	14,176	13,920
0~14歳	14.4%	14.9%	13.8%	12.7%	13.0%	12.4%	10.4%	10.9%	9.9%
15~64歳	66.5%	67.6%	65.3%	61.8%	63.5%	60.1%	60.2%	62.3%	58.0%
65歳~	19.1%	17.5%	20.8%	25.5%	23.5%	27.5%	29.4%	26.8%	32.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4

まちづくりの目標 ~主要施策~

町の将来像や将来人口を実現するため、まちづくりの目標を次のとおり定めます。



2つの重点戦略

1 人口増を目指す戦略

全国的に少子・高齢化と人口減少が進むなかで、人口増をめざし、地域ににぎわい・活気をもたらす施策に取り組みます。

2 定住化を進める戦略

本町での暮らしに満足度を高めていくことのできる、安全・安心で快適な暮らしを実感できる施策に取り組みます。

大綱1

未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

～子育て支援の施策～

家庭の大切さや地域のなかでの支え合いを基本にしながら、安心して子どもを育てることができるよう、子育てに係る親の精神的、経済的負担の軽減を図り、仕事と育児が両立できるよう多様な保育の実施に努めます。

2015年（平成27年）4月に施行された*子ども・子育て支援法等に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を一体的に推進し、子どもの健やかな発育と発達を支援します。また、子どもの居場所の充実、児童虐待の防止及び青少年の活動を支援します。

学校では、子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をはぐくむための教育を推進します。その推進を図るために、学校施設の整備、就学相談の充実、教職員の資質能力の向上等、学校の教育環境の充実を図ります。また、学校と家庭、地域との連携、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

1 子育て家庭への支援

- ◎育児のためのコミュニティの充実
- ◎経済的支援の拡充
- ◎仕事と子育ての両立支援の推進

2 子どもが健やかに育つ環境の整備

- ◎幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進
- ◎母子保健・医療の拡充
- ◎充実した子育て環境の形成
- ◎青少年健全育成の推進

3 学校教育の充実

- ◎「生きる力」をはぐくむ教育の推進
- ◎学習しやすい教育環境の充実
- ◎地域・家庭・学校の連携

大綱2

健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり

～健康・福祉・社会保障の施策～

住み慣れた地域のなかで、高齢者、障がい者、子どもをはじめすべての町民が健康で豊かな暮らしができるよう、互いに助けあい、支え合う福祉のまちづくりを進めます。

心も体も健康で元気に長生きすることができるよう、ライフステージに応じた健康づくり事業や保健サービスの推進を図ります。また、医療ニーズの高度化や救急医療ニーズの増大に対応するため、医療機関と連携し、地域医療体制を充実させます。

急速に進む高齢化社会のなかで、高齢者が生きがいをもって健康で長生きできるよう、介護予防のための運動機能低下を防止する事業や健康増進事業、生きがいづくりの充実などに取り組みます。また、介護が必要な高齢者にきめ細やかなサービスが提供できるよう、在宅介護サービスの向上と介護福祉施設の充実に努めます。

障がいのある人が、社会の一員として地域で暮らすことができるよう、相談支援や障がいに応じた福祉サービスの拡充に取り組むとともに、社会参加や就労を支援します。

医療保険制度や介護保険制度の健全な運営を図るほか、公的年金（国民年金）制度の正しい理解を促します。また、生活に困窮している町民への適切な支援に努めます。

1 健康づくりの推進

- ◎健康づくりを行う環境の醸成
- ◎スポーツによる健康づくりの推進
- ◎地域保健対策の推進
- ◎地域医療体制の拡充

4 障がい者(児)福祉の推進

- ◎社会参加の促進と就労支援の推進
- ◎相談支援の拡充
- ◎*地域生活支援の拡充

2 地域で支える福祉の推進

- ◎地域福祉活動の促進
- ◎人にやさしいまちづくりの推進
- ◎*要配慮者の見守り活動の促進

5 社会保障制度の適正な運用

- ◎医療保険制度の適正な運営
- ◎介護保険事業の適正化
- ◎国民年金制度の周知
- ◎生活自立への支援

3 高齢者福祉の推進

- ◎生きがいづくりの推進
- ◎介護予防の推進
- ◎生活支援の充実
- ◎地域ケア体制の強化

大綱3

町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

～人権・男女共同・地域コミュニティの施策～

21世紀は「人権の世紀」といわれ、時代の潮流として人権文化の構築が求められています。町民一人ひとりが尊重されるよう、人権尊重についての理解を深めます。

男女の平等はさまざまな法律や制度で保障されていますが、性別による役割分担意識の是正や、仕事と生活との調和（*ワーク・ライフ・バランス）の実践に向け、取組みを進めます。

町民と行政の協働のまちづくりに向けては、情報の提供や共有に努め、町民がまちづくりに参画しやすい環境を整えるとともに町民と行政の意識改革やそれぞれの役割分担を明確にした上で、協働関係を築きます。

健康づくりや生きがいを求める意識が高まるなか、生涯学習やスポーツ活動が活発に展開されるよう仕組みづくりや環境整備を行い、活動が継続的に行われるよう支援します。また、文化・芸術は人生を豊かにすることから、さまざまな文化・芸術に親しむ機会や場の提供に努めるとともに、豊かな地域文化や芸術をはぐくむ活動を支援します。

外国籍住民の活動と定住化が進むなか、お互いの考えや文化・習慣を尊重しあう多文化共生社会を構築します。また、町民一人ひとりが広い視野を持ち、国内・国外を問わず、積極的な交流活動を行うことを支援します。

1 人権の尊重

- ◎啓発・教育活動の推進
- ◎人権相談体制の充実

4 地域コミュニティの推進

- ◎コミュニティ意識の啓発
- ◎自治会活動の活性化の促進
- ◎多文化共生の推進

2 男女共同参画社会の推進

- ◎男女平等の意識づくりの推進
- ◎男女共同参画の推進
- ◎男女対等な社会づくりの推進

5 スポーツ・芸術・文化活動の推進

- ◎スポーツ活動の充実
- ◎芸術・文化活動の充実
- ◎多様な学習機会の提供
- ◎広域交流の充実

3 協働によるまちづくり

- ◎町民参画の仕組みづくり
- ◎協働の担い手の育成

大綱4

活気あふれるにぎわいのまちづくり

～産業振興の施策～

農業は、恵み豊かな自然を継承する役割を果たしてきました。農業従事者の高齢化や後継者不足など、多くの課題がありますが、いのちと健康をはぐくむ重要な産業として、安全でおいしい食の生産を基本に、集落の生産組織の育成、担い手の育成に努め、安定的な生産体制の確立を進めます。また、東京近郊という地の利を活かした*都市型農業の推進や松伏ブランドの推奨、加工により付加価値をつける*6次産業化など、さまざまな取組みにより魅力ある農業振興を図り、活性化に努めます。

工業については、既存企業の経営の安定化のための条件を整備し活性化に努めます。また、*(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する*松伏インターチェンジ周辺の新市街地については、*職住近接をめざした新たな人口増加の受け皿とともに新たな雇用の場を創出する産業集積を進め、新たな企業誘致を図ります。

商業については、既存の小売業の魅力をもっと高めるため、地域コミュニティづくりと結びつけた活気ある商業を育てます。また、松伏インターチェンジ周辺の新市街地については、*沿道サービス施設の立地誘導を図り、活性化に努めます。

町民が安心して働くことができる、やりがいのある就労の場を確保するとともに、日常の暮らしを支える生活サービスを提供できるよう、*コミュニティビジネスへの支援を図ります。

1 農業の振興

- ◎都市型農業の推進
- ◎担い手の確保・育成
- ◎農地の保全・有効利用

2 商工業の振興

- ◎企業誘致の推進
- ◎商工業の活性化
- ◎観光振興への取り組み

3 雇用の促進と勤労者支援

- ◎雇用安定の促進
- ◎勤労者支援の推進

大綱5

利便性の高い快適空間の まちづくり

～生活基盤整備の施策～

自然環境と都市的環境が調和した土地利用を進め、安全で快適な生活環境の確保と産業の発展を図ります。また、本町は、豊かな水辺、緑空間、農地などの自然資源を有しています。こうした自然や田園風景の保全に努め、松伏の風土にふさわしい景観づくりに取り組むとともに、町民の参加を図りながら地域に即したまちづくりを推進します。

道路網は、広域的な幹線道路の整備を促進し、町道については計画的な整備と維持管理を行うとともに、長寿命化を図ります。町民の足である公共交通は、バス利用の促進とバス路線の充実に取り組むとともに、*高速鉄道東京8号線の整備促進のため関係団体と連携し要望活動を行い、町民の暮らしを支える公共交通の確保に努めます。

町民の誰もが快適さを実感できるよう、生活環境の基礎的な条件である、地域の特性に応じた下水処理システムの普及拡大と水道水の安定供給を図ります。

身近に水と緑にふれあうことのできる自然環境を、次の世代に引き継いでいくことができるよう、公園・緑地の計画的な整備と、協働による緑化の推進や維持・管理を図ります。

1 地域特性に即した まちづくりの推進

- ◎適切な土地利用の推進
- ◎地域の特徴に合ったまちづくりの推進
- ◎景観の保全・活用
- ◎特色あるまちなみ景観の形成

4 快適な生活環境

- ◎下水道施設の利用促進
- ◎下水道雨水幹線の整備と長寿命化の推進
- ◎*合併処理浄化槽の設置促進と維持管理
- ◎上水道の充実

2 道路網の整備

- ◎幹線道路の整備
- ◎生活道路の整備
- ◎道路環境の整備

5 水と緑のネットワークの形成

- ◎公園・緑地の整備充実
- ◎緑化の推進
- ◎水辺空間の利用促進

3 公共交通の整備

- ◎バス交通の充実と環境整備
- ◎高速鉄道東京8号線の整備促進

大綱6

安全・安心な暮らしのできるまちづくり

～生活環境の充実の施策～

地球環境問題への理解を深め、町民と行政が連携を図りながら省エネルギーの推進、*再生可能エネルギーの利用と活用を進めます。日常生活のなかで発生する騒音・振動・悪臭といった公害や不法投棄の防止など、安全で快適な生活環境の確保を図ります。

ごみの排出量は、ごみの減量や再資源化により減少傾向にありますが、循環型社会の構築に向け、*4R活動によるごみの抑制と有効活用を進めます。広域によるごみ処理体制の充実に努めます。

日常の安全・安心を確保するため、交通安全対策の推進や地域ぐるみの防犯体制を構築するとともに、消防・救急体制の強化、火災の予防活動などを推進します。

また、大規模な災害に備えて、災害に強いまちづくり、治水対策を推進するとともに、災害発生時に生命や財産を守ることができるよう、地域防災力の向上、要配慮者の支援など、総合的な防災体制の充実に努めます。

インターネットやスマートフォンの普及により、悪質商法や詐欺事件が横行しています。特に高齢者を狙った被害が増えています。安全な消費生活への支援に向け、消費者被害の未然防止や消費生活相談の充実に取り組みます。

1 環境の保全・創造

- ◎環境にやさしい生活スタイルの構築
- ◎良好な生活環境の保全・創出
- ◎環境汚染の防止

4 防災・消防・救急体制の充実

- ◎防災体制の充実
- ◎災害に強いまちづくりの推進
- ◎消防・救急体制の充実

2 総合的なごみ処理の推進

- ◎ごみの減量化・再資源化の推進
- ◎ごみ処理体制の充実

5 安全な消費生活への支援

- ◎消費者の自立の支援
- ◎消費者相談体制の充実

3 交通安全・防犯体制の充実

- ◎交通安全の推進
- ◎防犯体制の充実

大綱7

効率的で質の高い町政運営を進める まちづくり

～行財政運営の充実の施策～

社会経済環境が大きく変化するなかで、多様化、高度化する町民ニーズに素早く対応できるよう*行政改革を推進し、効率的、効果的な行政運営を進めます。

また、老朽化した公共施設等については、長期的な視点に立った効果的な管理を進めます。

財政については、自立的なまちづくりを推進する上で、欠かすことができない税収の安定化と*自主財源の拡充に取り組むとともに、将来にわたる財政の健全性を確保します。

町民の生活や地域の経済活動が広域化しており、日常的な結びつきの強い近隣自治体と連携・協力した広域行政を推進するとともに、地域全体の発展を考慮した合併について検討を進めます。

1 行政運営の改革

- ◎行政改革の推進
- ◎効率的な行政運営
- ◎サービスの向上

2 財政運営の改革

- ◎計画的な財政運営
- ◎財源の確保
- ◎財政健全化の推進

3 広域行政の推進

- ◎近隣自治体との連携強化
- ◎広域処理業務の充実

5

土地利用構想

恵まれた自然環境を活かしつつ、秩序あるまちの発展を図るため、次の4地域に区分し、土地利用を図っていきます。

また、地域の活性化を図るため、2つの「活性化推進地区」を位置づけ、重点的に土地利用を図っていきます。

自然環境活用地域

水と緑を活用した憩いと交流の場を形成します。

①水辺空間活用地区

江戸川、大落古利根川、中川の沿川については、豊かな水辺空間を保全することを基本とし、町民の憩いの空間として活用します。

②公園関連地区

まつぶし緑の丘公園、松伏記念公園・総合公園については、より多くの町民の憩いの拠点となるよう公園機能の向上を図り、交流の活性化を促進します。

田園環境活用地域

農業の振興と生活環境の改善の両立をめざします。

③農業活性化地区

中川沿いに広がる米作地帯では、農業の担い手への土地利用集積を促進します。

④農住環境調和地区

*地産地消などによる都市型農業を推進するとともに、住宅地は、道路や排水路などの整備を進め、周辺との調和を図りながら生活環境の改善を図ります。

市街地環境整備地域

現在の*市街化区域は、人口が集中している地区として、一戸建て中心の良好な居住環境の整備や保全に努めます。

⑤市街地住環境形成地区

*土地区画整理事業の実施などにより都市基盤施設が比較的整っている地区は、適切な維持管理を進め、居住環境の水準の維持に努めます。

既存の住宅地は、生活道路の改善や小公園の整備などを進め、地区の特色を活かした快適な居住環境の形成をめざします。

⑥商業集積地区

住宅地のなかに商業施設などがまとまって立地している地区については、周辺の住環境や道路網の整備などを進め、集客力の向上を側面から支援します。

⑦沿道サービス地区

周辺の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

東埼玉道路沿いの地域についても、道路開通による交通量増加などの地理的ポテンシャルが期待されることから、周辺環境との調和を図りながら、沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

工業集積地域

既存の*東埼玉テクノポリスと大川戸地区に整備される工業団地では、企業立地に適切な環境の整備に努めます。また、市街地内ミニ工業団地や新市街地地域との連携を考慮し、周辺環境にとけ込んだ新たな産業団地の整備を図ります。

⑧工業集積地区

工業集積地区では、周辺の住環境や自然環境に配慮しながら、新たな企業誘致を図ります。

「活性化推進地区」

職住近接と核づくりによる新市街地区域

(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺は、職住近接をめざした新たな人口増加の受け皿とともに、新たな雇用の場を創出する産業集積を進めます。

また、松伏らしい文化や*地域資源を対外的に発信するとともに、町民の生活活動の拠点として、バスターミナルを併設した道の駅の設置を推進していきます。

更に、高速鉄道東京8号線の松伏新駅を想定した、町のシンボルとなり、コミュニティの要となる交流の場づくりをめざした核づくりに努めます。

北部地区の拠点区域

北部サービスセンターとその周辺地域を北部地区の拠点として位置づけ、多くの町民が集える憩いの場としての機能を充実させ、地域の活性化を図ります。



沿道サービス

道路に沿って店舗が立ち並び、そのエリアでさまざまなサービスが利用できること。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所や風呂などからの排水）をあわせて処理する浄化槽のこと。

行政改革

財政の健全化を進めながらサービスを向上させるため、地方公共団体の事務・事業や組織、仕事のやり方などを見直すことをいう。

高速鉄道東京8号線

東京都内の豊洲から千葉県野田市までの延伸について、2016年（平成28年）4月の交通政策審議会の答申において、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現するうえで意義のあるプロジェクトとして位置づけられ、その中で豊洲～住吉間は、「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」、押上～野田市間は、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」とされた。

子ども・子育て支援法等

「子ども子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」であり、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された子ども・子育て支援3法と呼ばれる3つの法律のこと。

コミュニティビジネス

地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

市街化区域

都市計画法により定められた区分で、市街化区域はすでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域から構成される。

自主財源

地方自治体の財源には、自らの権限で収入しうる財源と、国を経由する財源で自治体の裁量が制限されている財源とがあり、前者を自主財源と呼び、後者を依存財源という。

職住近接

職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。

地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含むさまざまなものの総称。

地域生活支援

障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業。

地産地消

地域で採れた農産物をその地域内で消費すること。

都市型農業

農産物の供給のみならず、農業体験の場の提供や災害に備えたオープンスペースの確保、緑地空間の提供など多様な機能を果たす農業。

(都)、都市計画道路

都市計画法の規定により、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために「都市計画決定された道路」のこと。ただし都市計画決定は、実際の事業着手を意味するものではない。この冊子では、都市計画道路の路線名に「(都)」を付記している。町内を通る都市計画道路は次の6路線。

- 1 (都)東埼玉道路 …… 八潮市の東京外郭環状道路と、春日部市の国道号をつなぐ自動車専用道路。町内を南北に縦断する。
- 2 (都)浦和野田線 …… さいたま市の(都)新浦和越谷線から、さいたま市、越谷市を通り、町内を東西に横断し、野田橋へ接続する路線。
- 3 (都)松伏越谷線 …… 一部が県道春日部松伏線と重なり、ゆめみ野地区、ふれあい橋を通り、(都)越谷駅前線に接続する路線。
- 4 (都)八反河原町線 …… 一部が県道越谷野田線と重なり、田中地区を通り、(都)浦和野田線へ接続する路線。
- 5 (都)河原町深町線 …… (都)浦和野田線と(都)八反河原町線の交差部から、ゆめみ野地区を通り、(都)浦和野田線へ接続する路線。
- 6 (都)外前野線 …… (都)河原町深町線から(都)浦和野田線へ接続する路線。

土地区画整理事業

都市計画区域において、公共施設の整備と宅地の利用を高めるため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行うこと。土地所有者などから土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園などの新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図る。

東埼玉テクノポリス

本町と吉川市にまたがる工業団地の名称。吉川・松伏工業団地から改称された。

松伏インターチェンジ

本町を南北に縦断する予定の(都)東埼玉道路と東西に横断する予定の(都)浦和野田線の結節点をこのように通称している。

6次産業化

農林水産物の生産(1次産業)から加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)まで「1×2×3」をまとめて手がける取り組み。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。

4R活動

「不要なものは手に入れない(Refuse)」「できるだけごみを出さない(Reduce)」「使えなくなるまで繰り返し使う(Reuse)」「使えなくなったものは再び資源として活用する(Recycle)」の略。

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

